

多段階評価制度の考え方に基づく判断の基準の見直しについて（案）

1．トッランナー基準の達成状況

トッランナー基準の達成状況については、対象となる機器により異なるが、概ね以下のような変遷となるものと考えられる。

基準策定直後等

→ トッランナー基準策定直後はほとんどの製品が基準を未達成

基準策定数年後

→ トッランナー基準が策定されて数年が経過すると基準達成製品が徐々に増加

基準目標年前後

→ トッランナー基準の目標年度時期には基準達成製品が大半

2．多段階評価制度の考え方の活用

（１）多段階評価制度について

改正省エネルギー法に基づき、本年10月より、エアコン、電気冷蔵庫及びテレビの省エネルギー性能について、エネルギー消費効率を指標として、当該製品が市場に供給されている製品の中でどこに位置付けられているかを示す多段階評価制度が導入されたところ。

多段階評価基準は、省エネルギー基準達成率を用いて1つ星から5つ星印で表し、トッランナー基準を達成した製品の市場割合と、市場の製品の省エネルギー基準達成率の最高値と最低値を用いて設定される。また、多段階評価基準は、毎年4月1日に改定されることを原則としている¹。

（２）判断の基準の見直しへの活用について

特定調達品目の判断の基準にトッランナー基準を準用している品目が、目標年度となった段階²において、従前は、判断の基準から当該基準を削除してきたところ

¹ 省エネルギー性能の変動が大きくなければ多段階評価基準は改定されない

² 市場のほとんどの製品がトッランナー基準達成製品となり、当該基準の設定が実質的に意味を有さない状況（平成17年度から電子計算機、テレビ、ビデオについては特定調達品目からも削除）

である。しかしながら、グリーン購入法は、国等が自ら率先して環境物品等を調達し、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することを目指していることから、市場に供給されている製品の中で、より環境負荷の低減を考慮した製品を選択することが本旨であり、また、本検討会においても、基本方針を通じて、地方公共団体、事業者、国民等に対し、環境負荷の低減に資する環境物品等の情報を積極的に提供する観点から、特定調達品目から品目を削除するのではなく、判断の基準の強化を行うことが必要ではないかとの指摘もあったところである。

このため、特定調達品目の判断の基準にトップランナー基準を準用している品目のうち、可能な品目については、多段階評価制度の考え方を導入し、当該品目の市場におけるトップランナー基準の達成状況によって、判断の基準を毎年度見直すことを原則とする。

3. 検討課題

以下の項目が検討中であり、早急に具体的な方針を決定する予定。

(1) 対象品目について

多段階評価制度の考え方が導入可能な品目について引き続き検討を実施。

(2) 判断の基準について

判断の基準となるエネルギー消費効率については、多段階評価基準の4つ星印以上の基準³に設定することを基本に検討を実施。

(3) 基準の見直し時期について

毎年4月1日に経済産業省告示で定められる省エネルギー法に基づく多段階評価基準の見直しと判断の基準の見直しの整合を図ることが可能であるかについて検討を実施。

³ 現段階における案であり、確定したものではない